

「第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・
第3期千葉市障害児福祉計画（案）」の概要

1 計画の位置付け・計画期間

障害者基本法に基づく「第6次千葉市障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「第7期千葉市障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第3期千葉市障害児福祉計画」を一体的な計画（以下「計画」）として策定する。計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

<イメージ>

千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針*		(千葉市独自)	H29～R8 (10年)
計画	第6次千葉市障害者計画	(障害者基本法)	R6～R8 (3年)
	第7期千葉市障害福祉計画	(障害者総合支援法)	
	第3期千葉市障害児福祉計画	(児童福祉法)	

* 10年後を見据えて推進すべき千葉市の障害福祉施策の方向性を示す独自の指針。

2 本市の障害者の現状

(1) 手帳所持者数

身体、知的、精神いずれの障害の手帳も毎年度増加傾向

(単位：人)

手帳種類	H30	R1	R2	R3	R4
身体	29,244	29,799	30,141	30,245	30,682
療育(知的)	6,868	7,192	7,441	7,718	8,011
精神	8,440	9,162	9,676	10,517	11,568

(2) 実態調査の結果

令和4年度に実施した障害のある人への実態調査(アンケート調査)の抜粋

ア 障害者の理解促進

「障害のある人への市民の理解度

→「まったく」又は「あまり」理解されていない 18歳以上 49.4%(前回 46.2%)

18歳未満 71.0%(前回 66.9%)

イ 就労支援

(ア)「仕事をしている」と回答しなかった人のうち、41.5%が「収入を得る仕事をした
い」と回答

(イ)「障害者の就労支援としてどのようなことが必要か」

→「職場の障害者理解」41.5% 「職場の上司や同僚に障害の理解があること」40.7%

ウ 療育・保育・教育について

ご家族が困っていること

→「本人の成長に不安がある」が最も多く回答 18歳未満 59.4%(前回 50.9%)

3 計画の構成

第1部 総論	1 基本理念	必要な支援が多様な地域の担い手により提供されるとともに、あらゆる社会的な障壁が取り除かれ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築する。	
	2 計画の視点	(1) 中長期指針の基本目標の達成に向けた施策の推進と利用者本位の支援	
		(2) ライフステージの全段階での相談とサービスの一層の充実と重点化	
		(3) 誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進	
(4) 新しい生活様式の実践			
第2部 各論	第1章 重点課題	重点課題Ⅰ 親なき後を見据えた支援	
		重点課題Ⅱ 発達障害者への支援	
		重点課題Ⅲ 重度の障害のある人たちへの支援	
		重点課題Ⅳ 働く人や働きたい人たちへの支援	
	第2章 基本目標	基本目標1 地域生活支援の拡充 ～自立した生活を営むための支援の拡充～	
		基本目標2 相談支援の充実 ～身近な相談支援機関の充実とその連携～	
		基本目標3 保健・医療の充実 ～保健や医療分野との効果的な連携と地域のケアシステム構築～	
		基本目標4 障害児に対する支援の充実 ～こどもの成長に合わせた切れ目のない支援体制の構築～	
		基本目標5 理解促進・社会参加の推進・オリパラレガシー ～心のバリアフリーとレガシーの継承～	
		基本目標6 生活環境の整備 ～社会的障壁の除去と安心・安全な環境づくり～	
	第3部 障害福祉サービス提供の見込量等（第7期千葉県障害福祉計画）		
	第1章 成果目標		
	第2章 活動指標		
第3章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策			
第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項			
第4部 障害児通所支援等の見込量等（第3期千葉県障害児福祉計画）			
第1章 成果目標			
第2章 指定通所支援の見込量と確保の方策			
第5部 計画の推進に向けて			

4 計画のポイント

(1) 就労支援への重点的な取組み

法定雇用率の段階的引き上げ（令和6年4月に2.3%→2.5%、令和8年7月に2.7%）などの社会情勢を踏まえ、「働く人や働きたい人たちへの支援」を重点課題に新たに位置付けるとともに、重度障害者等の通勤・職場での支援や職場実習事業、施設からの優先調達などにより、就労支援に重点的に取り組む。

(2) 基本目標1と2を入れ替え

中長期指針の最終段階の計画として、地域生活支援を重要視し基本目標2から1に変更し、相談支援を1から2に変更

(3) 発達障害への支援の充実

（仮称）こども発達相談室の開設や強度行動障害児・者を受け入れる施設への加算などにより、発達障害への支援に重点的に取り組む。

<新たに計画に位置付けた主な事業>

基本目標	事業名	所管課
1 地域生活支援の拡充	重度強度行動障害加算事業	障害福祉サービス課
	重度障害者等就労支援特別事業	障害福祉サービス課
2 相談支援の充実	（仮称）こども発達相談室の開設	障害者自立支援課
	重層的・包括的支援体制の構築（相談支援事業）	地域福祉課
4 障害児に対する支援の充実	アフタースクール	生涯学習振興課
5 理解促進・社会参加の推進・オリパラレガシー	パラスポーツ教室の開催	スポーツ振興課

<重点課題及び基本目標ごとの事業数>

	項目	事業数
重点課題	I 親なき後を見据えた支援	12
	II 発達障害者への支援	24
	III 重度の障害のある人たちへの支援	11
	IV 働く人や働きたい人たちへの支援（追加）	13
計画の体系（基本目標）	1 地域生活支援の拡充～自立した生活を営むための支援の拡充～	76
	2 相談支援の充実～身近な相談支援機関の充実とその連携～	38
	3 保健・医療の充実～保健や医療分野との効果的な連携と地域のケアシステム構築～	22
	4 障害児に対する支援の充実～こどもの成長に合わせた切れ目のない支援体制の構築～	51
	5 理解促進・社会参加の推進・オリパラレガシー～心のバリアフリーとレガシーの継承～	95
	6 生活環境の整備～社会的障壁の除去と安心・安全な環境づくり～	28
合 計		370

(4) 第7期千葉県障害福祉計画・第3期千葉県障害児福祉計画

国が定める基本指針の定めに基づき、「年度ごとの法定サービス、地域生活支援事業(国補助事業)の見込量」「見込量の確保策」「令和8年度末までに達成すべき成果目標、活動指標」等を策定

<主な成果目標>

項目		目標値 (R8年度末)	備考
障害福祉計画	施設入所者の地域生活への移行 (地域生活移行者数)	35人以上	令和4年度末時点の施設入所者数(581人)の6%以上
	強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	ニーズ調査の実施	
	福祉施設から一般就労への移行等 (一般就労移行者数)	383人以上	令和3年度の一般就労への移行実績(299人)の1.28倍以上
障害児福祉計画	児童発達支援センターの設置	—	国が定める基本指針では1か所以上であるところ、既に7か所設置
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	—	国が定める基本指針では1か所以上であるところ、既に9か所確保
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	—	国が定める基本指針では1か所以上であるところ、既に11か所確保
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	—	令和元年度に千葉県地域自立支援協議会に「医療的ケア児等支援部会」を設置済
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	8人	

5 計画の推進に向けて

- (1) 関係機関・地域等との連携
- (2) 進行管理と評価
- (3) 計画の弾力的運用